

Spc jinjiken news

厚労省 平成 24 年労働災害動向調査結果 (4月26日)

厚労省は、平成 24 年労働災害動向調査の結果をまとめたものを発表した。

労働災害動向調査は、主要産業における労働災害の発生状況を明らかにすることを目的として総合工事業を除く 10 人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象とした事業所調査を年 1 回、総合工事業の工事現場を対象とした総合工事業調査を半期ごとに実施したもの。

「度数率」・・・100 万延実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生頻度
「強度率」・・・1,000 延実労働時間当たりの労働損失日数で、災害の重さ

事業所調査（事業所規模 100 人以上）

- ・度数率・・・1.59（前年 1.62）
- ・強度率・・・0.10（同 0.11）
- ・死傷者 1 人平均労働損失日数・・・63.3 日（同 65.7 日）

前年と比べて度数率及び強度率はやや減少し、死傷者 1 人平均労働損失日数もやや減少している。

総合工事業（工事現場）

- ・度数率・・・0.83（前年 0.85）
- ・強度率・・・0.05（同 0.21）
- ・死傷者 1 人平均労働損失日数・・・65.7 日（同 243.6 日）

前年と比べ、度数率が 0.02 ポイント、強度率が 0.16 ポイントそれぞれ低下し、死傷者 1 人平均労働損失日数も 177.9 日減少している。

産業別

- ・度数率・・・「生活関連サービス業、娯楽業（一部の業種に限る。）」最も高く、次いで、「農業、林業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（一部の業種に限る。）
- ・強度率・・・「農業、林業」が最も高く、次いで、「建設業」（総合工事業を除く。）、「サービス業（他に分類されないもの）」（一部の業種に限る。）
- ・死傷者 1 人平均労働損失日数・・・「建設業」（総合工事業を除く。）が 481.2 日（前年 276.3 日）と最も多くなっている

事業所規模別

- ・1,000 人以上規模・・・度数率 0.42、強度率 0.05
 - ・100～299 人規模・・・度数率 2.13、強度率 0.14
- 度数率、強度率ともに事業所規模が小さくなるほど概ね高い傾向となっている。

〔関連リンク〕

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudo/saigai/12/index.html>

70～74 歳の医療費負担「引上げを検討」安倍首相（4月17日）

安倍総理大臣は、現在は特例により「1割」に据え置いている 70～74 歳の高齢者の医療費窓口負担について、本来の「2割」に引き上げる考えを示した。衆議院予算委員会で示したもので、引上げの時期については明言しなかった。



人口減少が過去最大の28万人(4月17日)

総務省が2012年10月1日現在の人口推計を発表し、総人口が1億2,751万5,000人(前年比28万4,000人減)となり、統計を取り始めた1950年以降において減少数・減少率ともに過去最大を更新したことがわかった。65歳以上の人口は3,079万3,000人だった。

「トライアル雇用奨励金」の助成対象を拡大へ(4月11日)

厚生労働省は、就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用(原則3カ月)する場合に奨励金を支給する「試行雇用(トライアル雇用)奨励金」について、助成対象を拡大する方針を示した。現状では、ハローワークの紹介を受けた労働者だけが対象となるが、民間の職業紹介事業者を介した場合にも支給する。早ければ来年度から実施する方針。〔関連リンク〕

試行雇用(トライアル雇用)奨励金

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/c02-1.html>

「追い出し部屋」問題で新たに2社を調査へ厚労省(4月10日)

厚生労働省は、大手企業を中心に「追い出し部屋」と呼ばれる部署が存在している問題に関して、違法な退職強要などの有無を確認するため、新たに2社を調査する方針を示した。これまでに5社を調査し、「明らかな違法は確認できない」との結果を公表する一方、過度の退職勧奨は違法だとして注意を呼びかけていた。

内閣府有識者会議で「正社員の多様化」を提言(4月9日)

内閣府の「経済社会構造に関する有識者会議」(分科会)は、正規労働者と非正規労働者に二分されている働き方の見直しを提言した報告書を発表した。時間や仕事内容などを限定した正社員制度を設け、多様な人材が安定的に働けるようにするよう提言。また、異なる企業の社員の能力を客観的な基準で評価できる「職業能力評価制度」の整備により、転職や再就職を促すべきだとしている。〔関連リンク〕

成長のための人的資源活用検討専門チームの報告(概要)について

<http://www5.cao.go.jp/keizai2/keizai-syakai/k-s-kouzou/pdf/jintekisigenhoukokusyogaiyou.pdf>

「在宅型テレワーカー」が大幅増加(4月5日)

国土交通省は、「在宅型テレワーカー」(本来の職場には通勤せずにインターネットなどを利用して自宅で働く人)が、2012年に約930万人(前年比約1.9倍)に上ったとする推計を発表した。また、サテライトオフィス(遠隔地事務所)の利用者などを含めたテレワーカー全体では、約100万人増の約1,400万人となった。

「金融円滑化法」利用後の倒産が7割増加(4月5日)

「中小企業金融円滑化法」で返済負担を軽減された企業の倒産件数が、2012年度は428社(前年度比約73%増)となり、負債総額は3,449億円となったことが、帝国データバンクの調査で明らかになった。支援を受けても期待したような回復が見られず、事業継続を断念するケースが増加している。



最新情報 雇用者を1人増やすごと40万円の税額控除を受けられます！

適用年度中（平成25年4月1日～平成26年3月31日までの期間内に始まる各事業年度。個人事業主の場合は、平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）に、**雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加させる**など一定の要件を満たした事業主は、**法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除の適用が受けられる**制度があります。

その控除額が、今年4月より、「雇用者一人につき20万円」から「**雇用者一人につき40万円の税額控除**」と増額されました。

ただし、当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度です。

対象となる事業主の要件

青色申告書を提出する事業主であること

適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者 **がないこと**

1 雇用保険一般被保険者および高年齢継続被保険者であった離職者が、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において「3 事業主の都合による離職」に該当する場合は指します。

適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を5人以上（中小企業 **1**の場合は2人以上）、かつ、**10%以上増加 **2**させていること**

1 中小企業とは以下のいずれかを指します。

- ・資本金1億円以下の法人
- ・資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人

2 雇用者増加数は、適用年度末日と前事業年度末日の雇用者数の差です。

適用年度における給与等の支給額が、**比較給与等支給額 **以上であること****

比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額 + （前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%）

風俗営業等 **を営む事業主ではないこと**

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業（キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ店など）

適用の要件

適用を受けるためには、あらかじめ「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要があります。

利益の出ている会社にとっては、1人40万円の税額控除は大きいものです。今年、すでに複数名の採用が決まっている場合は、ご相談いただけたらと思います。

最新情報 「第12次労働災害防止計画」の重点には、メンタルヘルスも！

労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。今後、国がどのようなところに重きを置いて、企業を指導していく方針なのかを知ることができ、参考になります。

先日発表された平成25年4月～平成30年3月までの5年間の「第12次労働災害防止計画」をご紹介します。

現状と課題 労働災害による被災者数（平成23年：震災直接原因分除く）

・死亡者数：1,024人（過去最少）

・死傷者数：117,958人（2年連続増加、平成24年も増加）

労働災害は長期的には減少しているが、第三次産業では増加（特に社会福祉施設は過去10年で2倍以上）

死亡災害も減少しているが、依然、建設業・製造業で過半数を占め、割合が高い

計画の目標 労働災害による死亡者の数を15%以上減少

労働災害による死傷者の数を15%以上減少

「第12次労働災害防止計画」の重点

ポイント 重点対策ごとに数値目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、重点対策ごとに数値目標を設定し、達成状況を踏まえて対策を展開。

ポイント 第三次産業を最重点業種に位置づけ

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に災害の多い「小売業」、「社会福祉施設」、「飲食店」に対する集中的取組を実施。

ポイント 死亡災害に対し重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業、製造業に対して、「墜落・転落災害」、「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てて取り組む。

重点対策には、近年増加している「メンタルヘルス」、「過重労働」に関するものも当然含まれています。

メンタルヘルス対策 【目標】対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上

メンタルヘルス不調を予防するための職場改善手法を検討

ストレスチェック等の取組を推進

事例集やモデルプログラムの作成により職場復帰支援を促進

過重労働対策 【目標】週労働時間60時間以上の雇用者割合を30%以上減少

健康診断の実施と事後措置などの健康管理を徹底

休日・休暇の付与・取得を促進

時間外労働の限度基準の遵守を図り、時間外労働削減を推進

健康診断の実施と事後措置については、最近、労基署の調査でも重点的にチェックされています。メンタルヘルス対策、過重労働対策について等、お気軽にお声掛けください。